

クリーンピア共立

2001. 3

Vol. 6 号

目次	平成11年度決算のあらまし 2	ごみ焼却施設の公害防止対策について・施設紹介 ... 5
	し尿、ごみの搬入処理状況 3	家電リサイクル法について 6~7
	資源回収状況・第6回フェスティバル 4	お知らせ 8

ごみ焼却処理施設



環境の世紀を迎えて



管理者 東根市長

土田 正剛

「環境の世紀」と言われる二十一世紀が幕開けし、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会システムの中で顕在化してきたダイオキシン類問題等を始めとする様々な環境に関する諸問題の解決が求められております。

このような中で、当処理組合では、搬入されるごみの量も年々増加の一途をたどっており、更にそのごみ質も多様化している現状にあり、これらを適切に処理するための施設の整備・改造等を進めながら効率的な施設運営を図っているところであります。

この増加しているごみの減量化については、住民各位の理解と協力が不可欠であり、住民と行政が一体となった取り組みが必要となっております。

循環型社会形成推進基本法をはじめとする廃棄物関連法が成立し、国、地方自治体、事業者及び住民がそれぞれの役割のもと、お互いが協力しながら循環型社会構築に向けて、より一層の取り組みが求められております。

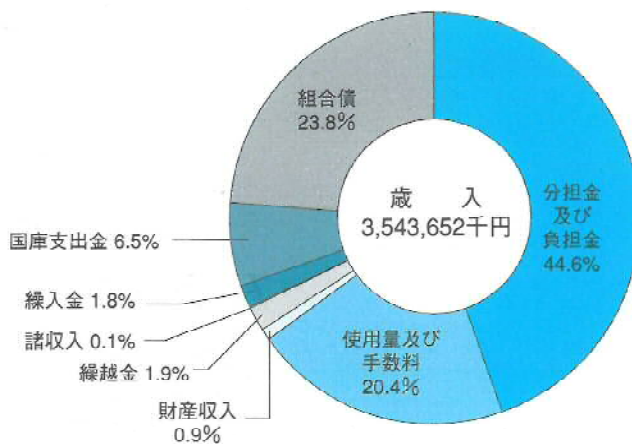
今後、廃棄物処理行政も一層、複雑化、多様化していく中で、地域住民が安心して日常生活が営めるよう、自然環境との共生を図りながら適正な廃棄物処理行政を二市一町一致協力して推進してまいりますので、住民各位の更なるご理解とご協力をお願いいたします。

クリーンピア共立

一般会計決算（平成11年度）のあらまし

平成11年度一般会計決算状況についてお知らせいたします。

歳入については、予算現額に対して収入済額は0.1%増、歳出については予算現額に対し執行済額は98.4%となりました。

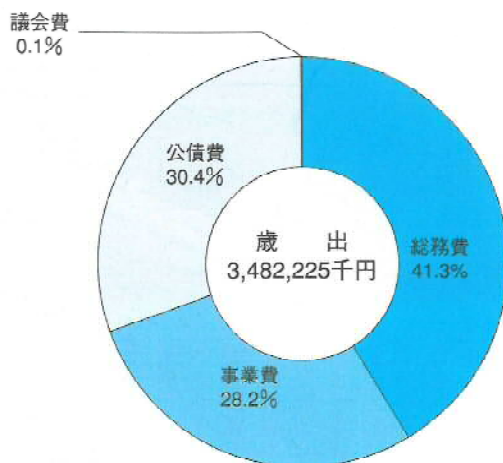


平成11年度の歳入は、予算の0.1%増加となっております。

その主なものは、各市町負担金、使用料及び手数料のほか施設整備基金繰入金、国庫支出金、組合債であります。

組合債については、前年比で164.5%となっており、これは下釜最終処分場の建設によるものです。

使用料及び手数料については、手数料の改定により前年度と比較して7.1%の増収となっております。



平成11年度の歳出全体で、前年度と比較して12.1%増加しています。また、総務費が全体の41.3%を占めるのは、下釜最終処分場の建設費が含まれているためです。

事業費については、前年度と比較して3.3%節減しております。これは、薬品や燃料費の入札差益や処理施設の良好な維持管理により光熱費や修繕料の大幅な節減が出来たことによります。

歳入		単位：千円
区分	収入済額	
市町負担金	975,084	
償還交付税	604,224	
使用料及び手数料	723,359	
財産収入	30,791	
繰越金	67,646	
諸収入	5,517	
繰入金	64,086	
国庫支出金	230,445	
組合債	842,500	
歳入合計	3,543,652	

市町負担金内訳		単位：千円
区分	収入済額	
東根市	269,658	
村山市	167,362	
天童市	402,959	
河北町	135,105	
合計	975,084	

手数料内訳		単位：千円
区分	収入済額	
し尿処理手数料	408,503	
ごみ処理手数料	185,545	
動物処理手数料	1,114	
ごみ証紙(袋)収入	125,741	
粗大ごみ証紙収入	2,456	
合計	723,359	

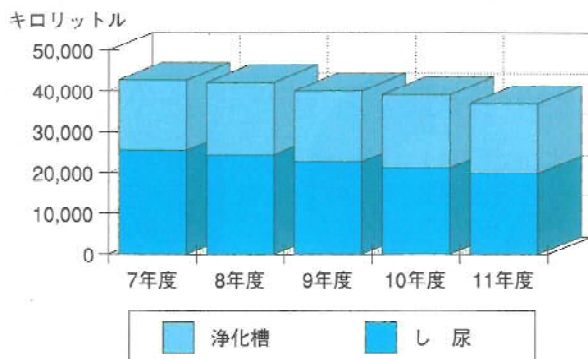
歳出		単位：千円
区分	支出済額	
議会費	2,087	
総務費	1,438,621	
事業費	984,065	
公債費	1,057,452	
合計	3,482,225	

事業費内訳		単位：千円
区分	支出済額	
し尿処理費	238,316	
し尿収集費	187,883	
可燃ごみ処理費	279,364	
不燃ごみ処理費	136,793	
ごみ収集費	141,709	
合計	984,065	

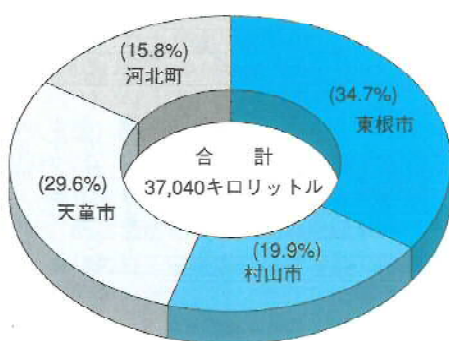
し尿・浄化槽汚泥の 収集量

平成十一年度のし尿・浄化槽汚泥の合計した収集量は、平成十年度に比較して五、五％減少しております。
し尿収集量は六、二％、浄化槽汚泥は四、七％の減少ですが、逆に仮設トイレの収集件数が四四、三％も増加し収集効率が低下しております。

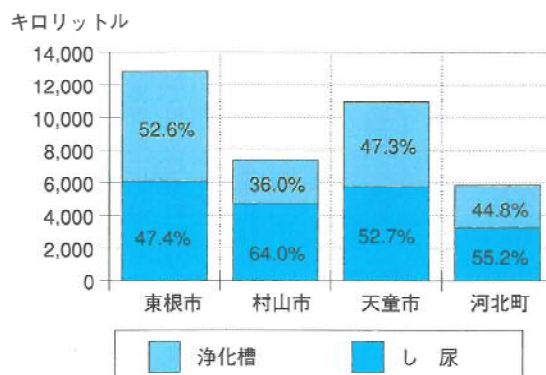
し尿・浄化槽汚泥収集量の推移



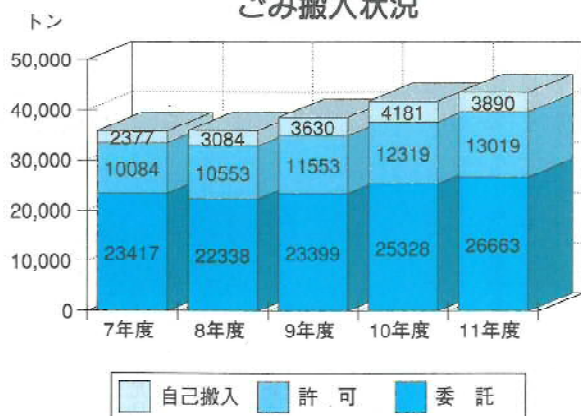
市町別収集割合



平成11年度 市町別し尿・浄化槽汚泥割合



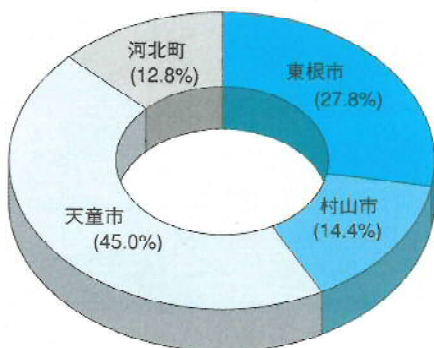
ごみ搬入状況



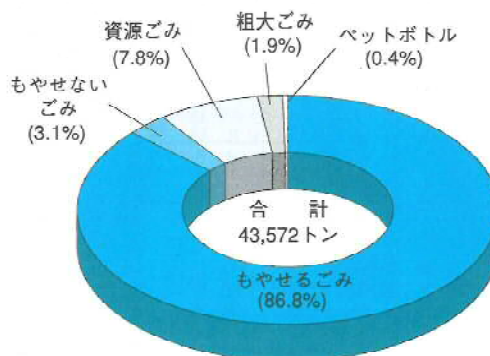
平成十一年度のごみ処理量は、平成十年度に比較して四、一％増加しております。家庭系ごみは五、三％、事業系ごみは五、七％増加し、直接搬入ごみは七、〇％減少しておりますが、逆に搬入台数が二、六％増加しております。
直接搬入が増えて付近の道路が渋滞したり、受付での混雑が激しくなっております。組合に直接搬入する場合は、「引越し」または、「緊急時」のみの搬入とし出来るだけ収集所又は粗大ごみの戸別収集をご利用ください。

ごみ処理量

平成11年度 市町別割合



平成11年度 ごみ種別割合

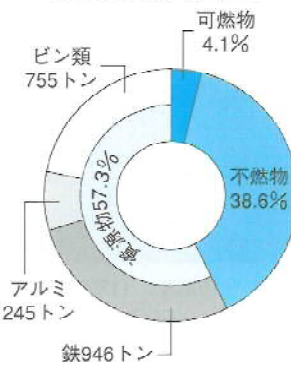


資源回収状況

① 資源ごみ

平成十一年度の資源化施設での処理量は、三、三九八トンでこの内五七・三%の一、九四六トンが再資源化用資源として回収され、前年度と比較して三一%増加しています。

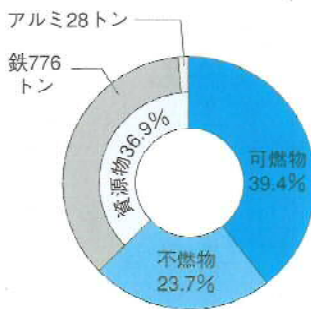
平成11年度
資源化施設回収状況



② 粗大ごみ・もやせないごみ

粗大ごみともやせないごみは粗大ごみ処理施設で破砕処理を行い鉄とアルミを資源回収しています。平成十一年度の資源回収率は約三七%でした。

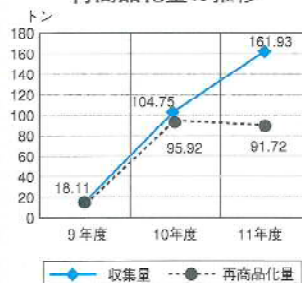
平成11年度 粗大ごみ
処理施設資源回収状況



③ ペットボトル

ペットボトルの収集量は、収集回数も増えたことから昨年度と比較して五四・六%増加しています。また、キャップの付いている物や、汚れている物が多く再商品化出来ない物があります。

搬入量と
再商品化量の推移



11年度は91.72 tの他に28.82 tをストックし、12年度に再商品化

ペットボトルと資源ごみ
(ビン類)の出し方について

ペットボトルや資源ごみの缶・ビン類は、未開封のまま出す人が多く見られます。水洗いしキャップを外して出して下さい。せっかく資源物として分別して下さい。それでも再資源化に適さず焼却処理や不燃物として埋立地での処分を余儀なくされています。

埋立地や施設の延命化は皆さんの手腕にかかっております。

資源ごみは「ごみのイメージから資源物に」考えを改めたいものです。



フェスティバル

第六回を迎えたクリーンピア共立フェスティバルは、例年ですと八月第一週の日曜日に開催していましたが、平成十二年度は九月二十三日に変更しての開催となりました。

悪天候にもかかわらず大勢の入場者でにぎわい、特にリサイクル品のバザーは好評で午前、午後それぞれ一回ずつの抽選には人垣ができました。

また、施設内で行われている牛乳パックのリサイクルや施設の運転見学及び展示品の見学も多くの人でにぎわい、中には熱心に質問する方もおられごみに対する関心度に驚かされました。

ごみ箱図案コンクールの表彰も行われ最優秀一点、優秀五名の六名に表彰状と記念品が贈呈されました。受賞者は

最優秀賞

天童市北部小 四年 田中真莉子さん

優秀賞

東根市小田島小四年 石山 歩美さん
東根市神町小 四年 永山 優花さん
東根市神町小 四年 椎名 まゆさん
河北町中部小 四年 清野 明子さん
東根市長瀬小 四年 古田友佳子さん
おめでとうございます。

最優秀

の作品は平成十三年度のごみ箱の図案に採用させていただきます。



ごみ箱図案に応募された作品の展示



悪天候の中に行われたフェスティバルメイン会場

アンケートから

組合ではフェスティバルをより有意義なものにするためと組合に対する意見などを知るためにアンケートにご協力いただいております。

その中で貴重な意見をお知らせし平成十三年度のフェスティバルまたは組合の運営に反映させていただきたいと思っております。

リサイクル品についてですが、「自転車しかないのですか?」「もっと増やして!」という意見が多数ありました。ごみの中からリサイクルするので難しい面もありますが平成十三年度は自転車以外にも色々な物をリサイクル品としてバザーに出せるよう努力いたします。

この他にも皆さんの貴重なご意見をいただきありがとうございます。

ごみ焼却施設の公害防止対策について

クリーンピア共立の公害対策と測定結果についてお知らせします。

ごみ焼却施設では、下記のことに注意して運転管理を行っています。

- ・ごみを高い温度（850℃以上）で焼却しています。
- ・排ガス（煙）中の一酸化炭素、酸素濃度を常時監視して完全燃焼を行うよう努めています。
- ・安定した温度管理を行うために24時間の連続運転を実施しています。
- ・ろ過式集じん機（バグフィルター）を採用しダイオキシン類の発生を抑制しています。

1. ダイオキシン類の測定結果

排出基準 測定月日	測定値	排 出 基 準	
		平成10年12月1日～ 平成14年11月30日	平成14年 12月1日から
平成7年3月	0.46(ng/Nm³)	80(ng/Nm³)	5 (ng/Nm³)
平成9年3月	0.35(ng/Nm³)		
平成10年2月	0.14(ng/Nm³)		
平成11年3月	0.10(ng/Nm³)		
平成12年11月	0.03(ng/Nm³)		

※ ng（ナノグラム）：10億分の1グラム
Nm³（ノルマルm³）0℃、1気圧に換算した排ガス量
測定値は、焼却炉3炉の平均値です。平成9年12月1日から年1回測定が義務付けられています。

2. 排ガス（煙）の測定結果

焼却施設では、排ガス（煙）の自動測定器で、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫酸酸化物、一酸化炭素、酸素濃度を常時測定し記録しており公害発生防止に努めています。なお、右記の測定結果は、公害関係の測定会社に委託して測定した結果です。

（平成12年7月測定）

測定項目	単 位	測定値	排出基準
ばいじん濃度	g/Nm³	0.003	0.15
塩化水素濃度	mg/Nm³	150	700
窒素酸化物濃度	ppm	163	250
硫酸酸化物濃度	Nm³/時間	0.2	76

※PPm：100万分の1グラム

測定値は、焼却炉3炉の平均値です。排ガス（煙）の測定は年2回実施しています。

施設紹介

ごみ焼却処理施設（表紙の写し）は、平成四年度から三カ年事業で約九四億円の巨費を投じて建設され平成七年二月に完成した施設です。

この施設は、もやせるごみや粗大ごみ処理施設等からの可燃物を焼却する施設で、一日当り六五トンの焼却できる炉が三炉あり合計で一日、一六五トンの処理することができ、公害対策はもろろんのこと省力化、自動化等にも万全を期し最新の技術を投入して建設された近代的な施設です。

施設の概要は、受人供給設備（計量室、ごみピット、クレーン等）、燃焼設備（炉）燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備（バグフィルター、塩化水素除去装置）、通風設備（送風機、煙突等）、灰出し設備（灰ピット、ダスト固化設備等）から成り立ち、この外に余熱利用設備を備えております。

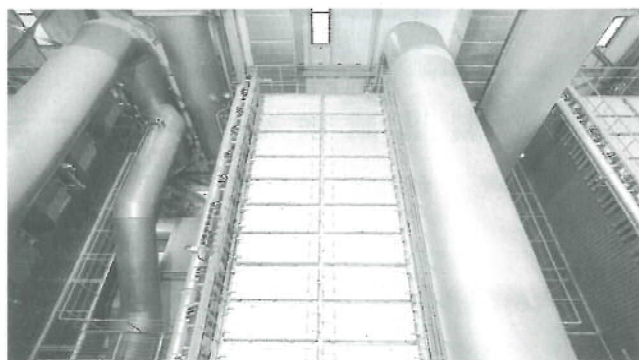


中央制御室
各機器の稼動状態を監視し、ここで集中コントロールします。

また、自動燃焼装置や集中制御運転で中央操作室で機器の状況がすべて把握でき操作用コンピュータで機器に指令が出せます。このことから省力化を高め、更に二四時間連続して安定した運転管理をすることが出来ます。これらの安定した燃焼温度管理はダイオキシン類の発生抑制にも一役かっています。

余熱利用設備は、ごみの焼却によって得られる熱を利用して搬入路・退出路のロードヒーティングや施設内の給湯・暖房等に利用しております。

この焼却炉の大きな特徴は建物の約半分を占める公害対策で、塩化水素除去装置のほかバグフィルターを採用しダイオキシンや有害成分を徹底除去しています。



ろ過式集じん装置（バグフィルタ）
焼却炉からの飛灰を捕集します。

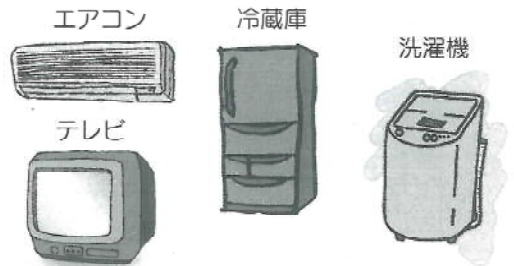
4月1日から家電リサイクル法が始まります。

4月1日から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行されます。

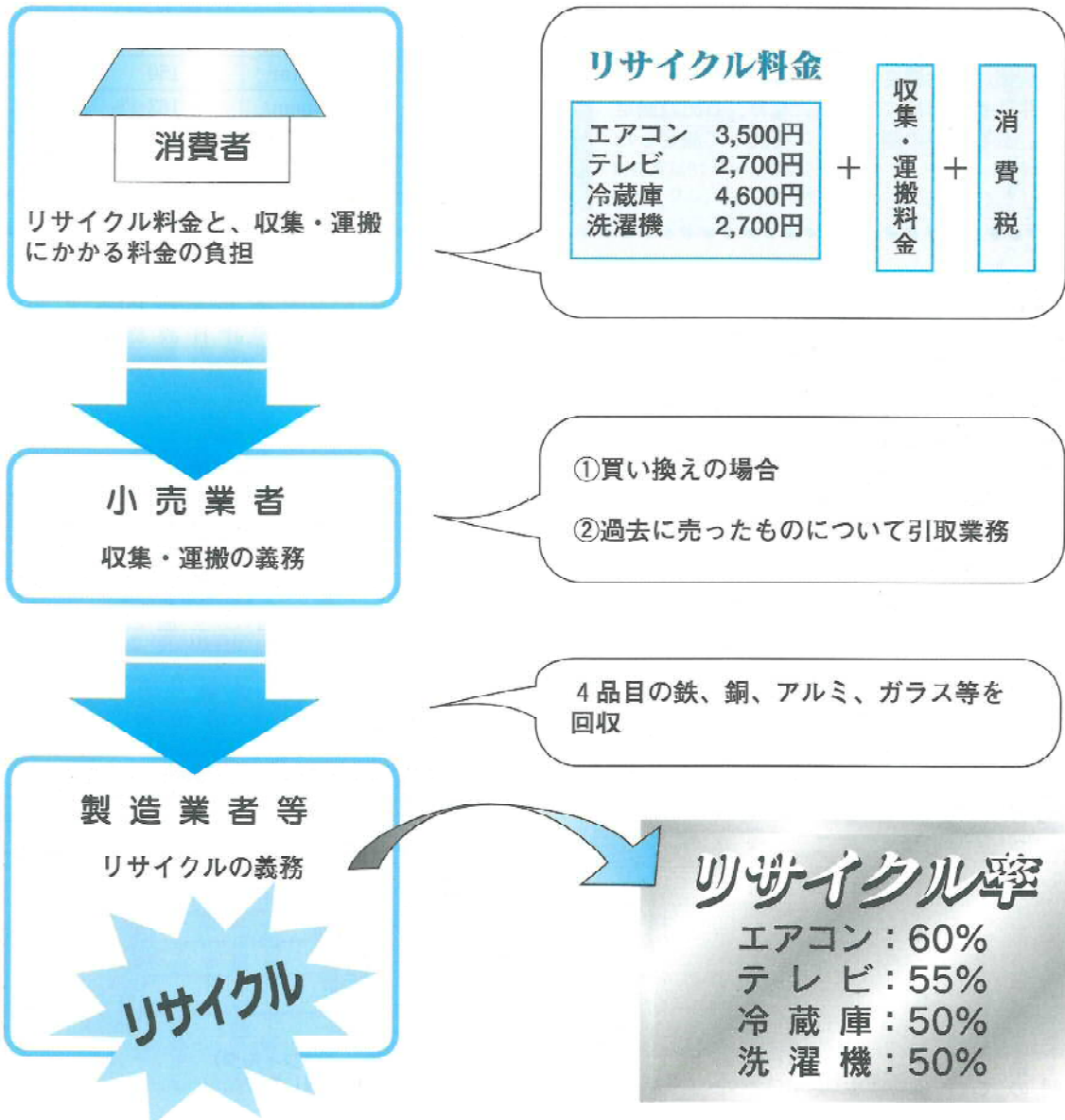
これは一般家庭や事業所から排出された特定の家電製品（特定家庭用機器／エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機が対象）から有効な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量、資源の有効利用を推進するための法律です。

家電4品目は、家電リサイクル法の施行に伴い、4月1日から有料で販売店等が引き取るようになります。

クリーンピア共立では、収集・処理を行いません。



家電リサイクル法は、消費者・家電小売店・家電メーカーがそれぞれの役割を果たしながら協力して成り立つものです。



家電リサイクル法Q&A

Q1

家電リサイクル法の対象となる家電製品は何ですか。

A1

主に一般家庭で使用されている『エアコン』『テレビ（ブラウン管式）』『電気冷蔵庫』『電気洗濯機』の4品目です。

Q2

どうして消費者が料金を負担しなければならないのですか。

A2

家電リサイクル法の円滑な運用のためには、小売店による収集・運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といったそれぞれの役割分担が不可欠です。

消費者も費用の分担を通じて、循環型社会の構築に向けて重要な役割を担うことになります。

Q3

消費者が負担する料金はいくらですか。

A3

消費者の負担する料金は「メーカーのリサイクル料金」エアコン3,500円、テレビ2,700円、冷蔵庫4,600円、洗濯機2,400円＋「小売店の収集・運搬費」が加算され、さらに消費税が別途必要になります。

小売店ごとに収集・運搬料金が異なるため、それぞれの料金は小売店にご確認ください。

※メーカーによってリサイクル料金が異なります。

Q4

古くなった家電製品を引き取ってほしいのですが。

A4

その製品をお買い上げになった家電小売店か、同じ種類の製品を買おうとしている小売店にご連絡ください。

この場合、小売店には古い家電製品を引き取る義務があります。

その際、消費者には、その家電製品を
①収集・運搬するための料金と
②リサイクルするための料金を
ご負担いただきます。

Q5

自治体（処理組合・市町）の役割はどうなるのですか。

A5

家電4品目の取扱いについては、粗大ごみ（一部もやせないごみ）として市町窓口による戸別収集と直接搬入になっておりますが、4月1日以降は粗大ごみ及びもやせないごみから完全に切り離し家電リサイクルのルートに従いリサイクルを行うこととなります。

従いまして家電4品目は、市町窓口による戸別収集は一切行わないことと、直接搬入についても受け入れないこととなります。

Q6

外国製品なのですが。

A6

外国製品についても国内で販売されている家電4品目と同じように、同種の製品を買い換える際に小売店で引き取ってもらえます。

買い換えではなく単に不要な家電4品目を引き取ってもらうには、小売店または各市町の担当窓口にご相談ください。

Q7

家電製品がきちんとリサイクルされているか確認したいのですが。

A7

管理票（家電リサイクル券）により、引き取ってもらった小売店・指定法人や製品のメーカーに確認することができますので、管理票の写しは必ず大切に保管しておいてください。

Q8

エアコン、冷蔵庫に含まれるフロンはどうなるのですか。

A8

これらに含まれる冷媒フロンについては、メーカーがリサイクルをする際に併せて回収・処理されることになっています。

小売店には収集・運搬の時に漏れないような措置をとることが求められます。

◆ 処 理 手 数 料 ◆

種 類	基準処理量	現行料金	改正後の料金
直接搬入する家庭系ごみ	10kgごとに	110円	130円
直接搬入する事業系ごみ	10kgごとに	110円	130円
し 尿	36ℓごとに	390円	430円
浄 化 槽 汚 泥	36ℓごとに	390円	430円
仮 設 便 所 の 加 算 料 金	1基につき	1,800円	2,000円

発砲スチロールと小動物死体処理の手数料は現行のまま据え置きになります。

手数料改正のお知らせ

クリーンピア共立では、各施設の効率的な運転管理により維持管理費の抑制を図って参りましたが、各処理施設の修理費等の維持管理費が増加しております。

また、し尿収集処理においては収集効率の低下と維持管理費の増加に伴い処理手数料が平成十三年四月一日から左記のように改正されます。

ごみ持ち出しルールを守りましょう。

◎ 収集日当日は、地区のルールに従い早朝から午前八時までに持ち出ししましょう。

◎ 収集日程上、種別の違うごみが同日収集になる場合があります。種別ごとに区別して積み置きして下さい。

◎ ごみ収集所は、「利用者の責任と協力」でいつも清潔に保ちましょう。

◎ 分別の徹底を！

平成六年度に分別の変更を行ってから六年が経過しごみの減量と分別の意識が薄れてきています。

「まぜればごみ、分ければ資源」と言われるように、ごみの分け方出し方を参考にきちんと分別をお願いします。

◎ 指定された袋に入れて、袋口を縛りガムテープ等は使わないで下さい。

◎ 二重袋の禁止！

紙袋に入れてから指定袋に入れる出し方は、収集作業の安全性や処理施設での破袋作業に支障を来します。

◎ 事業系ごみの持ち出し禁止！

飲食店・小売店・事務所等の事業所から出るごみは、収集所を利用することは出来ません。

各市町で収集運搬を許可している業者へ収集を委託するか、クリーンピア共立へ直接自己搬入して下さい。

◎ 生ごみの水切り徹底！

生ごみの水切りをしつかり行うことでごみの減量や処理経費の節減ができます。

◎ 一人が一日十グラム減量すると一日で約七万円節減できます。

処理施設は皆さんの大切な財産です。一人一人が責任を持って持ち出ししましょう。

収集車の火災？粗大ごみ処理施設爆発

平成十二年四月から十二月までの間に収集車の後部（ごみを積む所）から出火した火災が六件発生しております。

いずれも、もやせないごみの収集日に発生しており原因は特定できないもののスプレー缶のガス抜きがなされていないためにそのガスに何らかの原因で着火し火災になったものと推測されます。

幸いにも人や車両に大きな損害は無いもののひとつ間違えば大事故につながりかねません。また、収集に要する時間がこのことにより大幅に遅れてしまいます。

一方、粗大ごみ処理施設においても爆発事故が三件発生しており、こちらも原因はスプレー缶のガスによるものではないかと思われまます。

粗大ごみ処理施設には防爆装置が設置されておりますが、急激なガスの噴出に対応しきれない場合があります。

スプレー缶は、使い切った必ずガス抜きを行ってから袋に「ガス抜き済み」と記入し出すようにして下さい。



爆風で開いた点検口
(外側の扉が変形しています)



東根市内で発生した収集車の火災
空地にごみを出して消火し原因を調査

● お知らせ ●

クリーンピア共立では住民の皆様から組合業務を広く理解して頂くために、施設の見学を随時受付しております。

問い合わせ先

東根市市民生活部生活環境課	(42)	1111
生活環境係		
村山市保健課	(55)	2111
環境係		
天童市市民部生活環境課	(654)	1111
環境衛生係		
河北町環境防災課	(73)	2111
生活環境係		
東根市外二市一町共立衛生処理組合	(47)	1321
(クリーンピア共立)		
電話	0237	1321

編集・発行

東根市大字野田字シタニ(〇三八)
東根市外二市一町共立衛生処理組合
電話 0237 (47) 1321

印刷

豊田印刷所